就職による扶養削除手続き Q&A

存除証	/資格確認書を紛失し	.+-
1本が光され	/ 見俗唯談音を形大し	ノノこ

- Q1 保険証/資格確認書を紛失し、返却できない。どうすればよいか?
- A1 健保ホームページから「健康保険 被保険者証・資格確認書 滅失届(様式番号8)」をダウンロードし、異動届71の1/2及び2/2と共に、管轄の総務部(管理部)へ提出してください。

手続き全般

- Q2 異動届提出後、脱退証明書の交付までどのくらいかかりますか?
- A2 書類が健保に届いて1週間ほどで健保から総務部へ送付予定です。 (書類に不備不足がない場合)
- Q3 異動届71の1/2と2/2(保険証/資格確認書原本)を先に提出し、 後日、添付書類を提出することは可能か?
- 可能ですが、以下を厳守してください。
- A3 ・コピー/写メは後日速やかに提出のこと
 - ・コピー/写メは容易に確認できる鮮明さであること ・添付書類に被保険者氏名、氏名コードおよび削除対象者氏名を明記のこと
- Q4 4月より大学院に進学し、年間130万以上の奨学金・研究支援金等(非課税)を受け取ります。 扶養削除の手続きは必要ですか?
 - 奨学金のタイプによって異なります。 課税・非課税は問いません。
- A4
 ・給付型(返済不要)・・・収入とみなす→削除手続きが必要です。**給付開始日が削除日となります。**・貸与型(返済必要)・・・収入とみなさない→削除手続きは不要です
- Q5 健保保険の手続き書類なのに、なぜ総務部(管理部)に提出するのですか?

健康保険法施行規則第38条(*)により、被扶養者の資格を満たさなくなった場合、事業主(管轄の総務部(管理部))を経由して健康保険組合に届け出るよう定められているためです。

(*)<< 健康保険法施行規則(一部抜粋) >>

A5 【第 38 条(被扶養者の届出)】

被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。(以下:略)

添付書類

A6

- Q6 どのような書類が添付書類として認められますか?
 - ・健康保険の**資格取得日**が確認できるもの ※ 発行日・交付日ではありません
 - ・「社会保険適用年月日」が確認できるもの
 - ・「被保険者資格取得届」日本年金機構の受付印のあるもの

例)「労働条件通知書」「雇用契約書」等

※マイナポータルの「医療保険の資格情報」は資格取得日が確認できないため不可

	就職による扶養削除手続き Q&A	
Q7	入社日がわかる書類として「辞令」でもよいか?	
A7	入社=健康保険 被保険者資格取得日でないことがあるため、 社会保険資格取得日の記載のない「辞令」は確認書類として認められません。	
Q8	給付型奨学金の受給による削除理由は「その他(奨学金受給)」でよいですか? またその場合の添付書類は?	
A8	その理由で問題ありません。 添付書類は奨学金の受給期間・金額がわかる決定通知書などのコピーです。 給付開始日(給付対象期間の初日)が削除日となります。 ※入金日ではありません	
こんなとき		
Q9	シャープの保険証/資格確認書(原本)は子どもがもっており、5月の連休に帰省して回収する予定です。 その際に、就職先での健康保険資格を確認できる書類のコピーも取る予定です。 異動届71の1/2のみを先に提出し、添付書類と2/2(保険証/資格確認書原本)を後日、 提出してもよいでしょうか。	
А9	異動届71の1/2·2/2(保険証/資格確認書原本)は同時にご提出いただくこととなっております。 全てが揃い次第、速やかに管轄の総務部(管理部)にご提出ください。	
Q10	長期/海外出張中で脱退証明書を会社で受け取れません	
A10	申請書に送付先・宛名を記載する等、脱退証明書の送付先については管轄の総務部(管理部)とご相談ください。	
Q11	海外出張中のためすぐに手続きできません。 帰国後の手続きでも良いですか?	
A11	就職から1ケ月程度を目処に手続きを行ってください。 帰国がこれを過ぎる場合はご家族と調整いただき、できるだけ速やかに手続きを行ってください。	
Q12	昨年大学を卒業して働き始めたが、1年間はインターンとして給与も月額6万円だったので扶養を継続した。今年4月からから正社員となり海外に赴任している為、正社員としての採用履歴が分かる書類や保険、厚生年金など確認に時間がかかっている。確認取れ次第の手続きでかまわないか。	
A12	海外赴任のために海外に居住した時点で被扶養者としての要件(国内居住要件)を満たさないため、扶養削除の手続きが必要となります。 就職先の社会保険資格取得日または海外居住日のいずれか早い方が削除日となります。 国内居住要件が令和2年4月1日から改正され、健保ホームページに掲載しております。 あわせてご確認ください。 http://kenpo.sharp.co.jp/home/top/insurance_certificate/insurance_certificate. html#01	
Q13	就職先に確認したところ、4/1入社になるかどうか不明で、内定通知書のような書類もない。 現在、就職予定の会社でアルバイトとして勤務しているが、勤務次第で社員扱いになるとのこと。 この場合、扶養削除の手続きは入社が決まってからでよいか?	

就職による扶養削除手続き Q&A

試みの使用期間中(すなわち試用期間中)のものであっても、使用関係の実態が常用であれば被保険者となります(昭和13.10.22社庶229号)ので、内定時の書面などで条件を確認します。 扶養削除が必要となる条件は以下のとおりです。 ①勤務先で社会保険適用となった場合(資格取得日から扶養削除) ②月額108,334円以上の収入がある見込みの場合(給与確認後の翌月1日から扶養削除)

- A13

就職後のシャープの健康保険使用について

Q14	就職後もシャープの健康保険を使って受診できますか?
A14	就職先の健康保険資格取得日からシャープの健康保険は使用できません。 就職日以降は、就職先の健康保険が適用されます。 就職日以降にシャープの健康保険で受診した場合、後日シャープ健保から被保険者への請求に基づき 医療費等を返納していただくこととなり、大変ご面倒な手続きと振込手数料のご負担が発生しますの でご注意ください。
Q15	就職後、シャープの健康保険で受診してしまいました。 どうすればよいですか?
A15	後日シャープ健保から被保険者へ医療費の請求をしますので、精算手続きをしてください。 なお、その際の振込手数料はご負担いただきます。 その後、就職先の健康保険へ立て替えた医療費の請求手続きを行ってください。 詳細は就職先の健保へお問い合わせください。
Q16	削除手続きに保険証/資格確認書を添付すると、その後受診できないのではないか? 健康保険が適用されないのではないか?
A16	一時的に手元に保険証/資格確認書がない期間が生じますが、無保険ではありません。 医療機関にかかる場合は、マイナ保険証をご提示の上、健康保険がシャープ健保から変わることを 必ずお伝えいただき、窓口の指示に従ってください。
Q17	シャープ健保の扶養削除後、国民健康保険に加入する予定だが、 加入までの期間どちらの保険も適用されないのか? 何か救済措置はあるのか?
A17	保険証/資格確認書が手元にない期間はありますが、シャープ健保の資格を喪失した日から 14日以内であれば国民健康保険の加入手続きを行うことができます。 無保険の期間は生じません。 ご安心ください。 速やかに国民健康保険の加入手続きを行うためにも、削除手続きを遅滞なく行ってください。 なお、国民健康保険の加入手続きについては市区町村の窓口でお問い合わせください。
Q18	削除届申請後に保険証/資格確認書を返却することはできないか?
A18	異動届71の1/2・2/2(保険証/資格確認書原本)は同時にご提出いただくこととなっております。

就職による扶養削除手続き Q&A

手続きの根拠となる法令等

Q19	なぜ扶養削除の手続きが必要なのですか?
A19	健康保険法施行規則第38条(*)により、被扶養者の資格を満たさなくなった場合、5日以内に削除する手続きが必要になり、手続きは被保険者の義務とされているためです。 また、シャープ健康保険組合の財政圧迫につながるためです。 被扶養者(家族)の人数は、国へ納める高齢者医療制度への負担金の算定の基となるため、削除届での遅れ(忘れ)は架空の無駄な費用の支払いをすることになり、財政負担が増加し、ひいては保険料の増加につながります。 (*)<< 健康保険法施行規則(一部抜粋) >> 【第 38 条(被扶養者の届出)】 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。 2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。(以下:略)
Q20	なぜ保険証/資格確認書を返却しなければならないのですか? 自分で破棄してもよいですか?
A20	健康保険法施行規則第51条(*)により、被扶養者の資格を満たさなくなった場合、5日以内に削除する手続きが必要になり、手続きは被保険者の義務とされているためです。 (*)<< 健康保険法施行規則(一部抜粋) >> 【第 51 条(被保険者証の返納)】 事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。(以下:略)4 被保険者は、その資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、五日以内に、被保険者証を事業主に提出しなければならない。(以下:略) 【補足】「被扶養者の届出は五日以内に」とありますが、書類の準備に一定期間を要することは承知していますので、速やかに(1ヶ月を目途)提出してください。